

学校法人女子美術大学
女子美術大学短期大学部
機関別評価結果

令和6年3月8日
一般財団法人大学・短期大学基準協会

女子美術大学短期大学部の概要

設置者	学校法人 女子美術大学
理事長	福下 雄二
学 長	小倉 文子
A L O	桒谷 吉也
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	東京都杉並区和田 1-49-8

<令和 5 年 5 月 1 日現在>

設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
造形学科		120
	合計	120

専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	造形専攻	50
	合計	50

通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

機関別評価結果

女子美術大学短期大学部は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和6年3月8日付で適格と認める。

機関別評価結果の事由

1. 総評

令和4年7月4日付で女子美術大学短期大学部からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

女性が職業を持つことで自立し、女性の社会的な地位の向上を目指すという理念を、芸術教育により実現しようとする創立者たちの意思に基づき建学の精神を確立し、ウェブサイト等で公表している。

社会連携活動に取り組むための基本方針「社会連携活動ポリシー」の下、公開講座、ワークショップ等の地域・社会に向けた活動を行っており、地方公共団体や教育機関等との連携協働や交流も積極的に取り組んでいる。

建学の精神に基づき教育目的・目標を定めている。学習成果はウェブサイト等に掲載し学内外に表明している。三つの方針は全学的な基本方針に従って一体的に策定し、公表している。三つの方針は教員の任用やシラバス作成にも反映されるなど、三つの方針に沿った教育活動を行っている。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、全学内部質保証推進委員会を整備して定期的な自己点検・評価活動を行い、教育の質保証に取り組んでいる。

教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に沿って策定している。教育課程は短期大学設置基準にのっとり体系的に編成しており、教養教育は講義・演習系授業科目群と芸術系授業科目群により、共通科目として構成し、共通科目の「キャリア形成」では、より実践的かつ専門的な職業教育を実施している。

学生募集要項に、学習成果に対応した入学者受入れの方針を明示し、それぞれの選抜制度に入学者受入れの方針に基づく固有の選抜方針を定め、入学前の学習成果を的確に把握し、評価している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針で明確に示し、具体性があり、学習成果が一定期間内に獲得できる教育課程を設定している。アセスメント・ポリシーを制定し、複数の指標を学習成果の把握と可視化の指標として位置付けている。

専任教員は電子教務システムの学生カルテ機能を使って教育目的・目標の達成状況を把握し、それらに基づいて履修及び卒業に至る指導を行っている。履修登録については、オリエンテーション時にわかりやすく解説した補助資料を配付し、学習の動機付けと学習成果の獲得に資する指導を行っている。1年次前期には初年次教育として「基礎学習ゼミ」

を開講し、基礎学力に懸念のある学生にも対応している。オフィスアワー制度を設けて学習上の相談や助言・指導を行っている。

学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、「学生支援に関する方針」を制定し、学生の生活支援や学生が主体的に行う活動の支援を組織的に行っている。またキャンパス・アメニティは、建築あるいはデザインを専門とする教員の参画を得ながら充実を図っている。給付型奨学金等の経済的支援、学生の健康管理・メンタルヘルスケアへの対応も整備されている。進路支援に関しては、短期大学部運営委員会を設置しているほか、キャリア支援センターグループがスキルアップ講座やセミナーを開催している。

「教員組織の編制に関する方針」を制定し、教職員に周知するとともに整合性のある教員組織を編制しており、専任教員数は短期大学設置基準を充足している。「研究ポリシー」を制定し、大学としての研究に対する基本的な考え方を明文化するとともに研究活動を推進・支援しており、専任教員の研究活動は、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

学校法人女子美術大学事務組織規程により、組織の概要や部門の構成、部門管理者等について明確に規定している。教職員の就業については、教職員就業規則をはじめとした関係諸規程を定め、適切に運用している。

学生の学習や教員による教育研究活動の環境や条件を整備するに当たり、「教育研究等環境の整備に関する方針」を制定している。校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足し、適切な面積の運動場及び体育館を有している。また、教育課程編成・実施の方針に従って十分な数の教室、機器、備品を整備している。

学校法人女子美術大学固定資産及び物品調達規程と学校法人女子美術大学経理規程に基づいて、固定資産を適切に管理している。学校法人女子美術大学防災規程に基づいて災害対策隊を設置し、訓練を実施している。

図書館はオンライン蔵書目録（OPAC）を導入するほか、オンラインデータベースや電子ジャーナルにより世界各国の刊行物等を利用することができる。また、共同 PC ルームには授業運営に十分な数の学生用のパソコンを設置している。

財務状況について、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

建学の精神を点検・確認した上で現代の社会環境において実現するために、「女子美の戦略的ポジショニング」を表明し、短期大学の将来像を明確にしている。

理事長は、建学の精神と教育理念・目的を理解し、学校法人を代表してその業務を総理しており、学校法人の管理運営体制を確立している。

学長は、建学の精神に基づく教育研究の推進、向上・充実に向けリーダーシップを発揮するとともに、理事としても中期事業計画等の策定に参画している。教育研究の事項については、教学運営会議をはじめとした各会議体が審議した内容を必要に応じて教授会で審議した上で、学長が決定している。

監事は、寄附行為の規定に基づき職務を遂行しており、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。私立学校法及び寄附行為に従い、評議員会は理事長を含め役員の間問機関として適切に運営されている。必要な教育情報及び学校法人の情報を公表・公開し、説明責任を果たしている。

2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

(1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ A 建学の精神]

- 「社会連携活動ポリシー」が策定され、杉並区等と地域連携協定を締結し、教育、文化、まちづくり等の分野で相互に連携し、地域・社会の発展と人材育成に取り組んでいる。教職員は出張講習会や美術ワークショップの開催等、学生はハンドアートペイント活動や似顔絵描き活動等、教職員と学生が多くの活動に携わっている。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 高等学校では「美術」が必修科目ではない現状を踏まえ、受験生に対し「入試ガイド・問題集」を作成・配布し、専門試験の参考作品、出題意図、採点ポイントなどを掲載するとともに、オープンキャンパス、進学説明会等での参考作品展示や、自己作品の個別講評を実施し、試験内容や水準を分かりやすく伝える工夫をしている。さらに、「短期大学部受験実技力アップ講座」を無料で開講し、入学後の円滑な学びにつなげるよう努めている。

[テーマ B 学生支援]

- 「女子美奨学金」をはじめとする独自の給付型奨学金制度が充実しており、学生の修学や生活を支援している。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ B 学長のリーダーシップ]

- 大学の方向性と在り方を表明した「女子美の戦略的ポジショニング」の実現に向けて、「女子美クリエイティブ・ラボラトリー」の設置や、その他実現に向けて「ポジショニング施策等ワーキンググループ」で検討するなど、学長がリーダーシップを発揮し、短期大学の向上・充実に向けた取組みがなされている。

(2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 卒業認定・学位授与の方針に学習成果は明記されているものの、卒業認定・学位授与の方針にはそれらの学習成果の獲得をもって学位を授与するなどの文言を盛り込み、学位授与の基本方針として学内で共通理解を図るとともに、学外に周知することが望まれる。
- シラバスは一定の書式で作成されているものの、授業計画や授業以外の事前事後学習時間等の記述内容に精粗があり、適切なシラバスの作成とともにチェック体制の強化が望まれる。

(3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

各基準の評価

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

女性が職業を持つことで自立し、女性の社会的な地位の向上を目指すという理念を、芸術教育により実現しようとする創立者たちの意思に基づき建学の精神を確立している。建学の精神及び教育理念は、大学案内、全教職員と学生へ配付する情報手帳「女子美手帖」、ウェブサイト等に掲載され、学内において共有するとともに学外に公表している。また、毎年度初頭に開催される全専任教職員向けの教職員連絡会議、各種行事における学長挨拶等において建学の精神を定期的に確認している。

「社会連携活動ポリシー」で社会連携活動に取り組むための基本方針を明示し、「アート・セミナー」等の公開講座の開講等に取り組んでいる。併設大学とともに国内外の様々な機関との連携協働や交流を促進するための協定を結び、活動している。また、教職員は出張講習会や美術ワークショップの開催等で、学生はイベントにおける似顔絵描き活動等で地域・社会に貢献している。

建学の精神に基づき教育目的・目標を定めている。教育目的・目標はウェブサイトで公開するとともに、教育目標は「履修の手引」にも掲載し、公開している。教育目的・目標は自己点検・評価活動の中で確認しているほか、女子美教育理念等検討委員会での審議や教育組織改編の検討時にも点検している。

学習成果は卒業認定・学位授与の方針で明確に定めており、大学案内、履修の手引き、ウェブサイト等に掲載し、学内外に表明している。学習成果は教授会において定期的に点検している。

三つの方針の策定のための全学的な基本方針を定め、三つの方針を短期大学部運営委員会、教学運営会議、教授会の議を経て一体的に策定し、公表している。三つの方針を反映したシラバス作成を奨励し、かつFD委員会にてシラバスチェックを行うなど、三つの方針に沿った教育活動を行っている。

全学内部質保証推進委員会規程、自己評価委員会規程等を制定している。内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として全学内部質保証推進委員会を整備し、教育研究活動等の質の向上に向けて改善を図っている。定期的に自己点検・評価活動を行い、自己点検・評価報告書を公表している。

学習成果を焦点とした査定については、令和4年3月に制定されたアセスメント・ポリシーに基づき、教育課程の編成と教育内容・方法の作成（P）、教育の実施（D）、学習成果

の可視化・評価（C）、教育課程・授業科目の改善（A）という PDCA サイクルの中で体系的な査定を行うことで、このサイクルをより有効に活用する取組みを始めた。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

社会的に通用性がある卒業認定・学位授与の方針を掲げて教育体制を整備している。卒業認定・学位授与の方針は卒業までに獲得すべき学習成果を明記しており、短期大学部運営委員会、全学内部質保証推進委員会、自己評価委員会、自己点検委員会において点検している。なお、卒業認定・学位授与の方針にはそれらの学習成果の獲得をもって学位を授与するなどの文言を盛り込み、学位授与の基本方針として学内で共通理解を図るとともに、学外に周知することが望まれる。

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に沿って策定している。教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成されており、授業科目から得られる学習成果を具体的に理解できるようにカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを整備している。また、「履修科目の登録の上限に関する内規」において履修上限単位数を定め、単位の実質化を図っている。なお、シラバスは一定の書式で作成されているものの、15週目に定期試験が組まれている科目や、授業計画や授業以外の事前事後学習時間等の記述内容に精粗があり、適切なシラバスの作成とともにチェック体制の強化が望まれる。

教養教育は講義・演習系授業科目群と芸術系授業科目群により、共通科目として構成している。「学修と学生生活に関する意識調査」を通じて、学生の教養教育に対する関心や学習成果の獲得状況を測定し、改善に生かしている。また、共通科目に「キャリア形成」を設け、より実践的かつ専門的な職業教育を実施している。職業教育の効果は、「キャリア形成」の授業内アンケートで授業満足度として測定し、次年度の授業に反映させている。

学生募集要項に学習成果に対応した入学者受入れの方針を明示し、入学前の学習成果を的確に把握し、評価できるようにしている。入学者受入れの方針は、定期的に点検しており、見直しの際には教学運営会議において附属高等学校関係者の意見を聴取している。

学習成果には具体性があり、一定期間内に獲得できる教育課程を設定している。学習成果の獲得状況は、試験や課題への取組み過程、グループディスカッション等の直接的手法と、単位取得率や学位取得率、各種アンケート等の間接的手法で測定している。なお、「学修と学生生活に関する意識調査」については、回答率と質の向上のための取組みが望まれる。

卒業生の職場からアンケート及びヒアリングを行い、意見・要望等は授業科目「キャリア形成」の授業担当教員とキャリア支援センター職員で情報共有し、当該授業科目に反映させているが、今後、学習成果の点検に活用する仕組み作りが望まれる。

教員は、シラバスの到達目標と評価方法に示された成績評価基準に基づき、学習成果の獲得状況の評価を行い、毎年2回実施する「授業に関する学生の声アンケート」の結果を授業改善に活用している。事務職員は、学生の履修状況、履修授業科目の出席状況、単位取得状況の確認等を通じて学習成果を認識している。

毎年4月のオリエンテーションで、学習や学生生活に関わる支援についてガイダンスを行っている。学習上の相談や助言・指導のためオフィスアワー制度を設け、進度の速い学

生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援は、担当教員が個別に対応している。海外の大学と学術交流協定を締結し、外国人留学生の受入れ及び学生の派遣を実施している。

生活支援には教員の学生部長と学生相談室長、事務職員で構成する保健センターを配置している。クラブ活動、学園行事、学友会など学生が主体的に参画する活動の支援は、学生支援センターが担当している。建築あるいはデザインを専門分野とする教員の参画を得て施設委員会と同委員会の部会等がキャンパス・アメニティの充実を図っている。宿舎が必要な学生に対して徒歩圏内の学生会館を斡旋している。経済的支援は、給付型奨学金を中心に整備されている。学生の健康管理は、校医と常駐の看護師が対応しており、メンタルヘルスケアは学生相談室が担当している。年に1回学生総会が開催され、学生の要望が提出されている。外国人留学生を担当する国際センターには韓国語、中国語、英語に堪能な事務職員を配置している。学生の社会的活動に対しては、授業科目「サービス・ラーニング」を設け、地域活動、地域貢献、ボランティア活動等に対して単位認定している。

就職支援のための組織体制として短期大学部部長、キャリア支援センター長、各コースの主任教員等で構成する短期大学部運営委員会を設置し、就職のための資格取得・就職試験対策には、キャリア支援センターグループが年間を通して様々なスキルアップ講座・セミナーを開催している。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

「教員組織の編制に関する方針」を制定し、短期大学全体として整合性のある教員組織を編制しており、教員数は短期大学設置基準を満たしている。教員任免規程に基づき教員の採用及び昇任が適切になされている。実技・演習が中心の制作現場等でのアシスタントとして助手、また専門性を有する非常勤教員も採用している。

「研究ポリシー」を制定し、大学としての研究に対する基本的な考え方を教職員に周知するとともに、そのポリシーの下に研究活動を推進・支援している。専任教員の研究活動は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげており、科学研究費補助金、外部研究費等も獲得している。研究の成果は「女子美術大学研究紀要」等で発表している。研究倫理規程により、専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。海外での調査研究を目的とした海外研究員規程等を整備している。FD 活動は公開授業等により教育内容や方法の改善・向上に取り組んでおり、令和4年に新たに制定されたFD・SD委員会規程では、FD・SD委員会の下にFD部会を置き、活動の実質的な検討を行うこととしている。

学校法人女子美術大学事務組織規程により、事務組織の概要や部門の構成等について明確に規定している。各部署には事務室を配置し、業務に必要な機器を整備している。SD活動については規程に基づきSD部会が実質的な検討を行い、SD研修や職員研修のほか、事務職員は専門機関による研修会等に参加している。事務職員は各業務マニュアルに基づき業務を遂行するとともに、随時点検を行うことで業務改善を図っている。

教職員就業規則をはじめとした関係諸規程を定めており、これらの規程はウェブシステムに掲載し、全教職員の閲覧が可能となっている。教職員の勤務状況は就業管理システム等で適切に管理している。

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を充足している。キャンパス内にはスロープ、多目的トイレ等を設置し、障がい者に対応している。適切な面積の運動場及び体育館を有している。教育課程編成・実施の方針に基づき、実技・演習用の実験実習室、工房及びスタジオ等、授業を行うに十分な数の教室、機器備品等、授業環境を整え、講義科目を中心に遠隔授業を行っている。

図書館は十分な資料を収蔵し、適切に管理している。オンライン蔵書目録（OPAC）を導入し、併設大学の蔵書も検索が可能である。さらに、オンラインデータベースや電子ジャーナルにより世界各国の刊行物等を利用することができる。

学校法人女子美術大学固定資産及び物品調達規程と学校法人女子美術大学経理規程に基づいて固定資産を適切に管理している。学校法人女子美術大学防災規程に基づいて災害対策隊を設置し、訓練を実施している。

共同 PC ルームを設置し、授業運営に十分な数のパソコンを設置している。有線・無線 LAN 環境も整備して、学生の学習支援の充実化を図っている。

財務状況について、短期大学部門で過去 2 年間の経常収支が支出超過となっているが、学校法人全体では過去 3 年間で収入超過となっている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神と教育理念・目的を理解しているとともに、学校法人を代表し、その業務を総理しており、学校法人の管理運営体制を確立している。

理事長は、寄附行為の規定のとおり、理事会を学校法人の意思決定機関として適切に運営している。また、理事会は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、全学内部質保証推進委員会規程を制定するとともに、自己点検・評価活動を基礎とする認証評価に対しても責任を負っている。さらに、理事会は、関連法令に基づき、学校法人及び短期大学の運営に必要な諸規程を整備している。

理事は、私立学校法における役員の選任の規定に基づき、学校法人の経営に学識及び識見を持つ者が選任されている。

学長は、建学の精神に基づく教育研究の推進や、短期大学の改善、向上・充実に向けて、理事として中期事業方針、中期事業計画及び年度事業計画の策定に参画している。学長は女子美術大学・女子美術大学短期大学部学長選考規程に基づき選任され、教学運営の最高責任者として職務を遂行している。また、教育研究に関する事項は、その方針全般を全学的に検討する教学運営会議をはじめとした各会議体が審議した内容を必要に応じて教授会で審議し、学長が決定している。短期大学部教授会内規に基づき、毎月 1 回の定例教授会を開催し、教授会は審議・報告の中で三つの方針を適時確認しているほか、議事録は短期大学部教授会内規に基づき書記が作成し保管している。

監事は、寄附行為の規定に基づき職務を遂行しており、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を適宜監査している。毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会と評議員会に提出し、出席して監査報告をするとともに、意見を述べている。

評議員会は理事定数の 2 倍を超える数の評議員をもって構成され、私立学校法及び寄附

行為に従い、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営されている。

学校教育法施行規則の規定に基づき、必要な教育情報を公表するとともに、私立学校法に定められた情報を公表・公開し、説明責任を果たしている。